

光明寺墓地公園霊園使用規定

- 1 使用目的
当霊園内の墓所は、使用権者の行う墓碑の建立及び埋骨以外の目的に使用することができない。
- 2 使用許可
墓地使用申込者が、住民票（本籍地記載）を添付のうえ所定の永代使用料及び所定の年間護持料又は所定の永代護持供養料を納付した時にその墓所の使用を許可するものとし、使用許可証を発行する。
- 3 墓地管理
 - 1、墓地管理
墓地の公共部分の管理は当霊園指定の有限会社光明管理が行う。当該管理会社の管理の範囲は公共通路、公共施設・設備の管理維持と緑地保全とし、区画内は原則使用者の管理範囲とする。
 - 2、護持料
 - ①墓地使用申込者は、申込に際して、5年分の護持料又は所定の永代護持供養料を前納する。
 - ②申込日から起算した護持期間満了日までに、翌5年間分の護持料を同じ要領で納付するものとする。（但し永代護持供養料納付者については対象外。）
 - ③護持料は物価変動に応じ変更する場合がある。
- 4 埋骨手続き
使用権者が埋骨しようとする時は、管理者に市町村長の発行する火葬許可証または埋・改葬許可証を提出し、あらかじめその許可を受けなければならない。
- 5 墓碑工事の施工者
当霊園内における墓碑建立・巻石工事、またその他の施工は、当霊園の指定する石材業者でなければ施工する事ができない。
- 6 現状変更の許可
使用権者が墓碑その他の工作物を建造・改修・撤去する場合、もしくは現状を変更する場合は、あらかじめ管理者に届け出て、その許可を受けなければならない。
- 7 使用権の承継
 - ①使用権者は、使用権について、譲渡・転貸・担保権の設定など一切の行為を行う事ができない。
 - ②使用権者が死亡したときは、民法の定めによる祖先の祭祀を主宰すべき者が使用権を承継する。
- 8 変更の届け出
使用権者の本籍・住所・氏名に変更があった時には、本籍地記載の住民票を添付のうえ遅滞なく届け出なければならない。
- 9 使用権の消滅
次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。但し永代護持供養料納付者についてはその使用権を宗教法人光明寺が引き継ぎ永代供養を開始する。
 - ①使用権者が死亡したときから2年経過しても祖先の祭祀を主宰すべき者の届け出がなかった時。
 - ②使用権者が行方不明となり、5年経過しても祖先の祭祀を主宰すべき者の届け出がなかった時。
- 10 使用許可の取消
次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す事ができる。
 - ①使用目的以外の目的に使用した時。
 - ②使用権者以外の者に使用させた時。
 - ③護持料の支払いを2年間、遅滞させた時。（但し永代護持供養料納付者については対象外。）
 - ④墓石、巻石の設置工事について、巻石を1年以内、墓石を3年以内に行なわない時。
 - ⑤管理者の許可を受ける事なく、埋骨・墓碑工事・その他現状変更をした時。
 - ⑥霊園の指定する石材業者以外の者に石工事の施工をさせた時。
 - ⑦他の墓地使用者への著しい迷惑となる行為、また墓地としての尊厳を損なう行為をした時。
- 11 使用権の消滅又は取消しの場合の使用料の不返還と原状回復
上記、項番9、10によって使用権が消滅又は取消された時、永代使用料および護持料又は永代護持供養料の返還を求める事はできない。また、この場合すみやかに使用前の原状に回復するものとし、原状回復なき時は当霊園において実行する。
- 12 使用権の消滅又は取消しの場合の遺骨の取扱い
使用権の消滅又は取消しの場合、遺骨は状況により永代供養塔に納骨することが出来る。